

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四四九
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四四九
- 道路の区域を変更する件 四四九
- 道路の供用を開始する件 四四九
- 過疎地域自立促進特別措置法により村道の工事の一部を完了した件 四四九
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 四五〇

告 示

福島県告示第五百九十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年十二月二日救急病院として認定した。

平成二十三年十二月二十日

名称	所在地	福島県知事 佐藤雄平 認定有効期限
福島県厚生農業協同組合連合会 高田厚生病院	大沼郡会津美里町字高田甲 二九八一番地	平成二六年二月一日

(地域医療課)

福島県告示第五百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

変更前変 敷地の幅員 延長

路線名	区 間	更後の別	(メートル)	(メートル)
県道船引大越小野線	田村市船引町今泉字台ノ前一四一番三地先から 同 市船引町今泉字鳥足三六番地先まで	変更前	C 一七・四、 四九・八	六一五・六
	田村市船引町今泉字台ノ前一四一番三地先から 同 市船引町今泉字鳥足三七一番二地先まで	変更後	C 一七・四、 三五・八	六六七・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道船引大越小野線	田村市船引町今泉字台ノ前一四一番三地先から 同 市船引町今泉字鳥足三七一番二地先まで	平成二十三年十二月二日

(道路計画課)

福島県告示第五百九十九号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により県が施行していた村道の改築に関する工事の一部を次のとおり完了した。

平成二十三年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第六百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年十二月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	北山大塩線	工事の種類の	道路改良	工事の一部完了の日	平成二十三年十二月一九日
工事の一部完了の区間	耶麻郡北塩原村大字大塩字長峯下一四〇番九地先から 同 郡同 村大字大塩字里道一六二一番三地先まで	工事の種類			

(道路計画課)

一 施行者の名称

相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称

相馬都市計画下水道事業（相馬市公共下水道）

三 事業認可の年月日

昭和四十九年十月四日

四 事業施行期間

（変更前） 昭和四十九年十月四日から平成二十三年三月三十一日まで
（変更後） 昭和四十九年十月四日から平成二十八年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十七年福島県告示第九百五十六号）の事業地に相馬市大曲字権浪、黒木字穴田及び字源多田並びに馬場野字岩崎及び字宝田の各一部の区域を加える。

同事業地のうち、相馬市石上字鶴沢の一部を削る。
同事業地のうち、相馬市沖ノ内一丁目、沖ノ内二丁目、沖ノ内三丁目、北飯渕一丁目、北飯渕二丁目、北飯渕三丁目、光陽一丁目、光陽二丁目、光陽三丁目、塚ノ町一丁目及び塚ノ町二丁目、石上字南蛇沢及び箕平、大曲字花立及び大毛内、小野字下薬師堂、字薬師堂、字金谷台及び字五反田、尾浜字細田、字北ノ入、字寺前及び須賀畑、黒木字上泉及び字勝善、小泉字山田、中村字笹川、字外並田、字塚田、字桜ヶ丘、字高池前、字荒井町、字錦町、字泉町及び字曲田、馬場野字雨田、字樋ノ口及び字山越、原釜字戸崎、字仲田、字荒田、字沼尻及び字大津、南飯渕字成南、字葉山、字阿加戸及び字道合並びに百槻字七町及び字赤屋敷の一部の区域を変更

使用する部分なし。

(下水道課)